

第6章 障がい者が住み慣れた地域で安心して

いきいきと生活できるまち

1 ノーマライゼーション*の推進

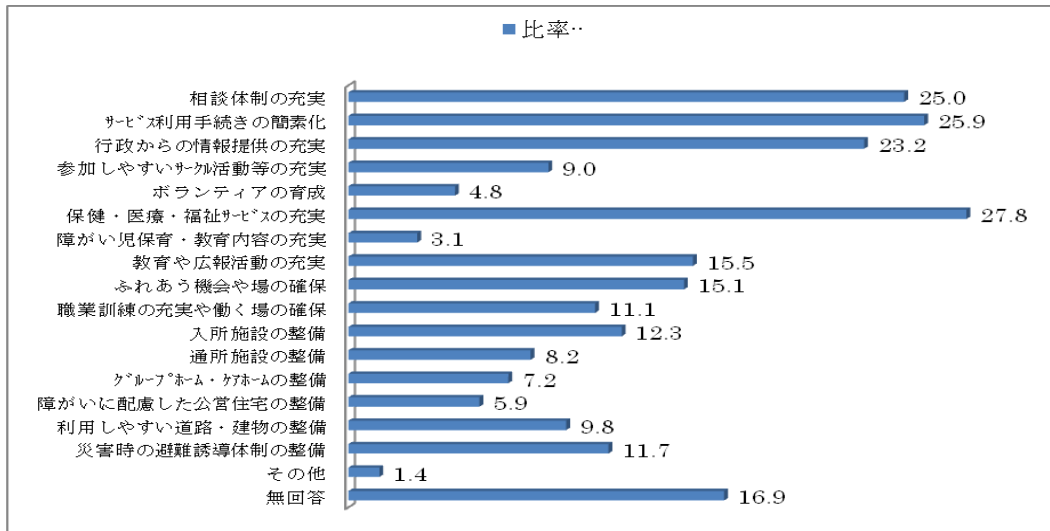
現状と課題

- (i) アンケート調査によると、住み慣れた地域の中で安心して生活ができるまちづくりに必要なこととして、「行政からの情報提供の充実」、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」をあげています。また、積極的に社会参加を進めるために、「地域の人たちが障がいに対する理解を深める広報や福祉教育の充実」が大切であると回答しています。このことから、障がい者は、地域の中で自分たちに対する理解が十分ではないと感じており、市民の相互理解をもっと深めて行く必要があります。
- (ii) 障がい者が積極的に社会参加するために大切なこととして、「参加しやすいように配慮した行事の開催」や「魅力的な行事や活動の充実」をあげており、社会活動と学習環境の整備を進めていくことが必要です。
- (iii) 積極的社会参加のために大切なこととして、「社会参加を補助するボランティアなどの育成」があげられています。また個々の状況に応じたトータルなケアマネジメント*ができていない状況があります。このことから、これらを担うマンパワーが必要とされ、お互いに支え合うひとづくりが課題となっています。

ノーマライゼーション…障がい者と健常者とはお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

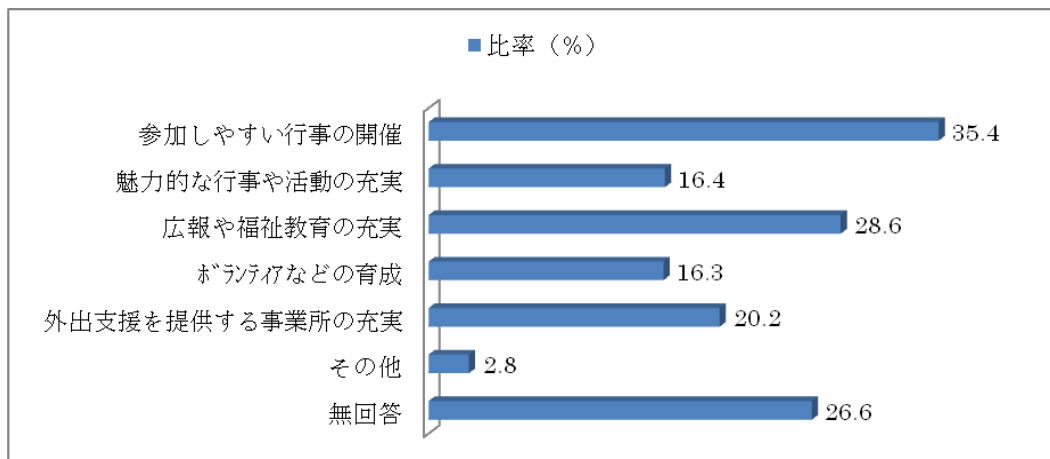
ケアマネジメント…主に福祉分野で、福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ手法

住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりに必要なこと



(資料：障がい福祉アンケート)

積極的社会参加に大切なこと



(資料：障がい福祉アンケート)

(1) 市民の相互理解の推進

① 障がいに対する知識の普及・啓発

- ・障がいのない人に様々な障がいを理解してもらうことはもとより、障がい者自身も自分の抱える障がいだけでなく、ほかの様々な障がいについて理解を深めるため、講演会の開催や障がい者への支援活動を紹介する広報を発行するなど普及啓発を行います。
- ・健康講演会や学校での健康教育を通じて、障がい予防についても普及啓発を行います。

② 学校教育における福祉教育の推進
キャップハンディ体験*などを通じて障がいに対する理解を深める福祉教育を推進します。

③ 交流・ふれあいの促進
地域での交流やふれあいなど様々な場面への障がい者の参加を促進します。

(2) 社会活動と学習環境の整備

① 就学相談・支援の充実
・関係機関と連携し、一人ひとりにあった支援が受けられるような体制の充実に努めます。
・相談支援事業者、教育機関、保健福祉機関、医療機関の連携を強化し、発達障がいに対する支援体制の充実に努めます。

② 学校教育の充実
障がいに応じた専門的な教育が受けられるように教職員研修の充実に県に要請します。

③ 生涯学習の推進
生涯学習を推進するため、障がい者が気軽に参加できる体制づくりに努めます。

④ 本人活動の促進
障がい者同士が交流する場や活動発表会などを通じて社会生活を学び、個性を発揮できるよう障がい者本人の活動の促進を図ります。

⑤ 文化・スポーツ活動の推進
・障がい者スポーツ大会やレクリエーション交流会などへの積極的な参加を促進します。
・芸術文化活動や発表の場を提供し、多様な表現活動を通じた交流を推進します。

(3) お互いに支えあうひとづくり

① 専門従事者の育成・確保
障がいの状況に応じたケアマネジメントができるように、専門従事者の研修を充実します。

キャップハンディ体験…ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深めてもらうこと。

② ボランティア活動の推進

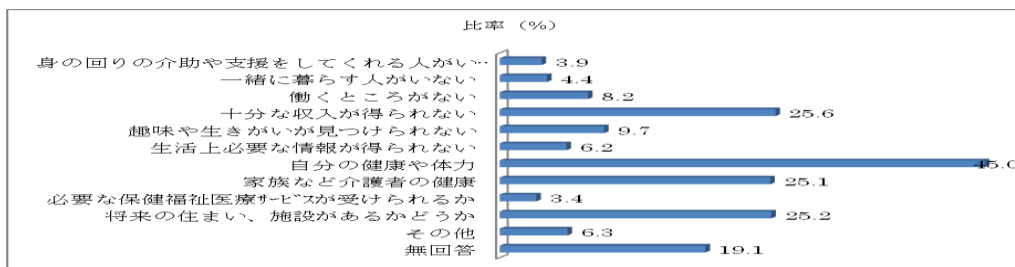
社会福祉協議会と連携し、ボランティア人口の拡大や手話・要約筆記・点訳・朗読奉仕員の育成を図ります。

2 自立した生活の支援

現状と課題

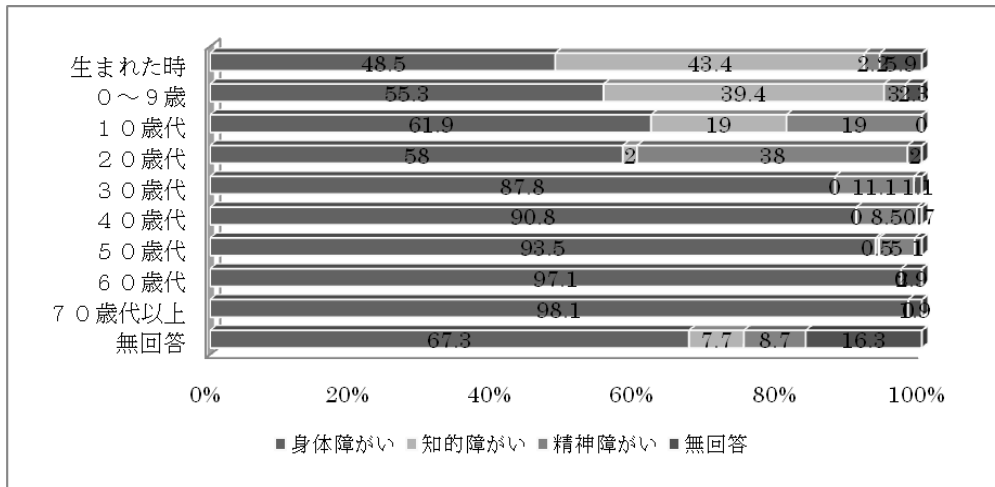
- (i) アンケート調査から、障がい者は、自分の健康について大きな不安を感じていることがうかがわれ、障がいが生じた年齢の調査結果から、障がいの早期支援、早期治療も必要であり、健康で安心な生活をどのようにして実現するかが課題となっています。
- (ii) 障がい者は、将来、頼れる親がいなくなった後の生活について不安を感じていることから、障がい者の地域生活を支えるしくみを充実することが課題となっています。
- (iii) 「十分な収入が得られない」ことにも不安を感じていることから、経済的な自立を促進することが求められています。
- (iv) 外出時に困ることとして、「公共交通機関の利用」、「休憩できる場所」、「身体障がい者用のトイレ」の順となっています。また、災害時の避難で困ることとしては、「場所がわからない」、「そこまで行けない」が多くなっています。これらのことから、障がい者をはじめ、すべての人が利用しやすい施設設備等の整備とともに、災害に備えて必要な体制づくりなど、ひとにやさしいまちづくりの推進が求められています。

現在の生活で困っていることや不安に思っていること



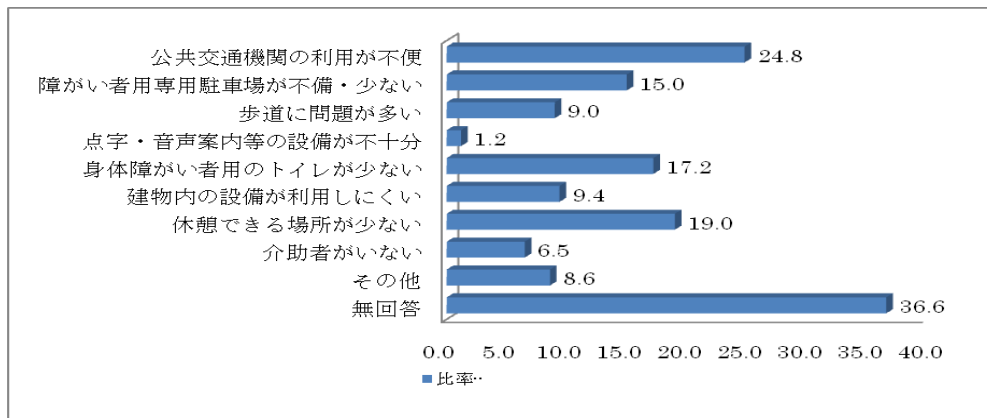
(資料：障がい福祉アンケート)

障がいが生じた年齢



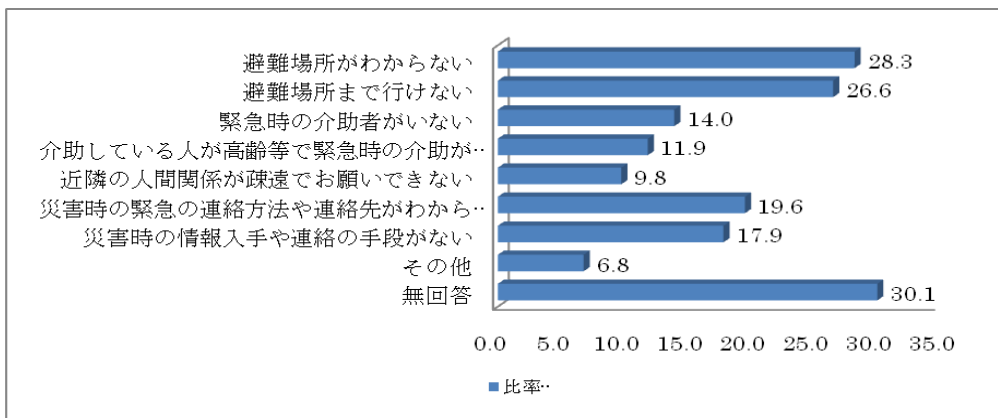
(資料：障がい福祉アンケート)

外出の時、不便なことや困ること



(資料：障がい福祉アンケート)

避難するのに困ること



(資料：障がい福祉アンケート)

(1) 健康で安心な生活の実現

① 早期支援対策

乳幼児健康診査等での相談や育児支援の充実を図り、発達相談センター、イーハート
ーブ養育センター、医療機関など関係機関のフォロー体制によって適切な時期から
必要な支援が受けられるように努めます。

② 特定健康診査や各種検診への受診推進

- ・生活習慣病など障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療のため、各種検診へ
の受診を推進します。
- ・適切な歯科治療を受けられるように歯科検診の受診推進を行うとともに、外出の困
難な重度障がい者に対しては、訪問による歯科診療や指導を行います。

③ 医療・リハビリテーションの充実

在宅において医療、看護、リハビリ等を受けられるように、医療機関との連携を図り
ます。

(2) 地域生活を支えるしくみの充実

① 生活安定のための制度の普及・利用促進

障がい年金や各種手当、税の減免や各種運賃割引制度などの普及と利用促進に努め
ます。

② 相談支援の充実

- ・相談支援事業所、包括支援センター、各種相談員等が、多様な相談に対して適切な
支援ができるよう資質の向上に努めます。
- ・相談体制の周知を図るとともに身近な地域で気軽に相談できる体制づくりに努めま
す。

③ 新たな課題に対する支援体制の構築

発達障がい*や高次脳機能障がい*への対応など新たな課題に対しては、地域自立支
援協議会に部会を設け、関係機関とともに具体的な対応策について検討を行います。

④ 地域生活を支えるネットワークの充実

地域での生活を支えるため、地域自立支援協議会を中心に関係機関との連携を強化
し、個々にあった支援を行います。

発達障がい…先天的に様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけて、その特性が現れ始める発達遅延であ
る。しばしば精神・知的な障がいや身体的な障がいを伴う。

高次脳機能障害…主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状

⑤ 権利擁護の促進

障がいにより判断能力が不十分な人が社会生活において不利益を被らないよう、日常生活支援事業や成年後見制度の普及を図るとともに、関係機関と連携して利用支援を行います。

(3) 経済的自立の促進

① 就労相談支援の充実

公共職業安定所、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化し、就労相談・支援の充実に努めます。

② 障がい者雇用の促進

- ・障がい者雇用に対する企業等の理解を促進するため、関係機関と連携して普及啓発に努めます。
- ・はじめて障がい者雇用をしようとする企業等に対して支援に努めます。

③ 就労ネットワークの充実

公共職業安定所、商工会議所、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、就労移行・就労継続支援事業所など関係機関とのネットワークを充実し、障がい者の雇用促進に努めます。

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

① ユニバーサルデザイン*の推進

公共施設の整備にあたっては、市民参画制度を活用し、市民の意見を取り入れた、使いやすい施設整備に努めます。

② 災害時要援護者支援制度の充実

災害時に援護が必要な障がい者や家族等へ制度の普及とスムーズな安否確認に努めます。

③ 移動支援の充実

- ・障がい者の社会参加を促進するため、福祉タクシー券給付事業を継続します。
- ・公共交通機関における段差解消などバリアフリー*化の促進に努めます。

④ 防災対策の充実

- ・防災知識の普及啓発を行うとともに障がいの状態に応じた避難・誘導體制を確立します。

ユニバーサルデザイン…年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること。

バリアフリー…一般的に障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態

- ・避難所において障がいの状態に応じた対応ができる体制を構築します。

⑤ 情報対策の充実

情報の収集やコミュニケーションに関するハンディキャップを取り除くため、点字や音声、手話やファクシミリ等による情報提供に努めます。

⑥ 障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待を防止するため、県、警察、民生委員児童委員、学校、相談支援事業所など関係機関と連携し、未然防止、再発防止に努めます。